

○福田参事官 それでは、定刻となりましたので、会議を開催させていただきます。

傍聴される方々におかれましては、会議の様子のスクリンショットや録音・録画は御遠慮くださいますようお願いいたします。

本日は、岡崎委員、佐渡島委員、中原委員、福井委員、福田委員が欠席となっております。また、田村委員は11時までの御参加と伺っております。

本検討会は、渡部俊也委員に座長をお願いしておりますので、ここからの議事の進行を座長をお願いいたします。

○渡部座長 ただいまから、第13回「AI時代の知的財産権検討会」を開催いたします。本日は、御多忙のところ、御参集いただきまして誠にありがとうございます。

初めに、事務局から本日の会議資料の確認をお願いいたします。

○福田参事官 本日の配付資料は、資料1のほか、参考資料1及び2を配付しております。以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、本日の議事に入らせていただきたいと存じます。

最初に、資料について、事務局より御説明をいただければと思います。

○福田参事官 それでは、生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード（仮称）（案）のパブリックコメントからの主な修正点ということで、この資料1でございますけれども、こちらを用いて御説明いたします。画面のほうを御覧ください。

まず、1ページの総論におきましては上から、この左の赤括弧の辺りが修正点ということでございますけれども、EU-AI法に関する記載で、本コードとの比較の観点で様々な御指摘をいただいたところ、本コードはあくまでソフトローであるということも踏まえ、誤解等を防止する観点から、削除させていただきました。

次に「1（2）『この文書の適用を受ける対象』」につきまして、「生成AI開発者」のうち、生成AIシステム構築過程の一部のみを引き受け、これを生成AI開発者に納入し、または役務を提供する役割を担うにすぎない者、それから「生成AI提供者」のうち、生成AIシステムの検証、生成AIシステムのほかのシステムとの連携の実装、生成AIシステムまたはサービスの提供、正常稼働のための生成AIシステムにおける利用者側の運用サポートの一部のみを引き受け、これを生成AI事業者に入納し、または役務を提供する役割を担うにすぎない者については、原則としてこれらに含まれないこととさせていただきました。

今、2ページのほうに移っておりますが、ここの上の○、公衆への提供を行っておらず、研究・開発を行っているにすぎない者は、生成AI事業者に該当しないこととさせていた

できました。

次に「イ データ提供者及びその指定する限られた範囲の者のみが使用する生成AIシステム又は生成AIサービスを開発又は提供している場合」の項を新たに設けまして、特定の主体が保有するデータのみを用いて特化させた生成AIシステムを内部で用いる場合には、生成AI開発者または生成AI提供者には含まれないこととさせていただきます。ただし、データを提供した当該企業グループ及び団体に属する法人または個人が、この当該データの利用を許諾している場合に限ることとしております。このことにつきまして、この四角囲みの幾つか【具体例】を示しておりますので御覧ください。

次に、3 ページに入りまして「ウ 特定の業界に特化した生成AIシステム又は生成AIサービスを開発又は提供している場合」の項を設けまして、特定の業界に特化した生成AIシステムまたは生成AIサービスを開発または提供している場合の考え方を整理いたしました。この場合において「第三者の権利を侵害する生成物が生成されるおそれが著しく低い生成AIシステム又は生成AIサービスを開発又は提供している場合」、具体的には、この【具体例】のところに示されているとおり、既存の著作物の創作的表現を直接感得することができない生成物、あるいは意思決定に資する統計的データ、推論結果等にとどまる生成物について、生成AI事業者に含まれないこととさせていただきます。

次に、4 ページで「1 (3) この文書が採用する手法」についてでございますが、冒頭のところで「この文書は、生成AI事業者、生成AI利用者及び権利者が置かれた状況やそれぞれの意向等も踏まえて制定されたものであり、生成AI事業者に対して、生成AI事業者に帰属する機微な情報（営業秘密や安全性・セキュリティに関するものをいう）の強制的な開示を求めるものではなく、法的拘束力を有する規範ではない」という記載を設けまして、新たに安全性・セキュリティに関するものを含むということ及び本文書が法的拘束力を有する規範ではないこととさせていただきます。

その下の「1 (4) この文書の受入れ状況の可視化」については大きな変更はございませんが、この本文書が法的拘束力を有するものではないことも踏まえまして、各事項についての見直し時期については「原則として毎年」とさせていただきます。

次に6 ページ、原則1 でございます。まず、冒頭の文章のところでございますが「なお、概要開示対象事項の一部について開示をすることができない場合には、その理由を示すことによりエクस्पラインを行うものとする。また、1 (3) に示したとおり、生成AI事業者に対して、生成AI事業者に帰属する機微な情報（営業秘密や安全性・セキュリティに関するものをいう）の強制的な開示を求めるものではない」を追記し、先ほど御説明した、この総論に記載した内容が原則1 にも当てはまるということを明確にいたしました。

次に、この(1) 透明性確保のための措置、それから、その下、7 ページに入りまして、この(2) 知的財産権保護のための措置について、若干ですが、記載を修正しております。

次に8 ページに行きまして、この原則1 の一番最後のところでございますが、以下の2 つの記載を追記いたしました。読み上げますと、AI技術の進歩と知的財産権の適切な保

護が両立するエコシステムの実現に向けて、権利者や利用者と生成AI事業者との間において、秩序のある対話や相互理解が図られるように、全ての者が努めるべきであって、概要開示対象事項の一部について開示をしないという一事のみをもって、当該生成AI事業者を直ちに批判することは慎むべきであるということ。それから、原則1については、当面本措置を実施するものとしつつ、同様の目的を達成するため、今後国際的な動向も視野に入れ、学習データに関する透明性の確保という観点において国際的な整合性に配慮した取組がステークホルダーにおいて進展していくことが期待されるということを書かせていただきました。

次に、9ページの原則2でございます。本原則が知的財産権に関わるものであることを明確にするため、冒頭に「映画、音楽、演劇、文芸、写真、漫画、アニメーション、コンピュータゲームその他の文字、図形、色彩、音声、動作若しくは映像若しくはこれらを組み合わせたもの又はこれらに係る情報を電子計算機を介して提供するためのプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせたものをいう）について自らの権利又は法律上保護される利益の実現」を加えさせていただきました。

また、ここでも「生成AI事業者に対して、生成AI事業者に帰属する機微な情報（営業秘密や安全性・セキュリティに関するものをいう）の強制的な開示を求めるものではない」を追記し、このことが原則2にも当てはまることを明確にいたしました。加えて、この開示要求可能事項に関する記載の趣旨を明確にするため、この脚注を加えさせていただきました。

次に、この下の10ページ、それから、11ページに参りまして、11ページのところに、今、左に赤括弧がある2つの記載を追記いたしました。本原則については、現時点のものは完全なものではなく、各事業者が展開するサービスやその他の事情により対応が不可能な事柄があり得ることを前提としつつ、より意義のある形で生成AI技術の進歩の促進と知的財産権の適切な保護の両立に向けたバランスを取ることを追求していくものとするということ。それから、なお、生成AI事業者において、この原則に基づく開示を行うことが技術的に不可能である旨を必要な根拠を示して述べた場合には「エクスプレイン」がなされたものとするということを追記しております。

次に12ページ、原則3でございますが、ここでも「生成AI事業者に対して、生成AI事業者に帰属する機微な情報（営業秘密や安全性・セキュリティに関するものをいう）の強制的な開示を求めるものではない」を追記し、このことが原則3にも当てはまることを明確にするとともに、この下のところで脚注を加えさせていただきました。

次に13ページでございますが、ここでも原則2と同様、以下の2つを記載いたしました。こちらは、これらの内容は原則2で述べたことと同じでございますので、割愛させていただきます。

14ページに入りまして、赤字で記載がありますが、もともとはこの2（2）というこ

とで、オープンソースソフトウェアに関する例外について記載がありましたが、パブリックコメントにおいても事業者・権利者の双方から、このような例外を設けることについて疑義を示す意見が多数あったこと等を踏まえまして、この項を全て削除させていただきました。

次に２（３）として、この文書は、別途法令による手続が行われる可能性を何ら制限するものではないということを明確にする記載を追記させていただきました。

このほか、修辞上の修正につきましては全体に幾つか施しているほか、以上の修正に合わせて、参考１、具体例でございますけれども、こちらについても一部記載を修正しておりますけれども、ここでの説明は割愛いたします。なお、この資料でいきますと、６ページのところにおいて、この内閣府においてコンプライ・オア・エクスプレインに係る参考様式を作成する旨の記載が、この上です。今、この画面にある６ページのところがございますけれども、事務局といたしましては、ここで言う参考様式は、今、申し上げました、この参考１に示している参考例が該当するものと整理をしたい。このように考えてございます。

以上が資料の御説明でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○渡部座長　ありがとうございました。

ただいまの事務局説明に対する御質問・御意見等を含め、御発言をお願いしたいと存じます。本日はほかに議事はございませんので、どなたからでも御発言いただければと存じます。いかがでしょうか。

御発言ございますでしょうか。

田村委員、お願いいたします。

○田村委員　細かいことですが、９ページの原則２の３行目のプログラムのところについてだけ定義が置いてありますが、ここだけやや突出しているなと思いました。また、プログラムについてですが、よく分からないのですけれども、例えばどこかにアップされているプログラムに何かバグがあったりして、一の結果ができるようではないとしても自己の権利を侵害している場合もあるような気もいたします。

それを調査・検証プログラムというのかどうかは微妙かもしれないのですが、この括弧はなくてもよいのかなと思いました。あるいはプログラムという言葉を知ると、何か一般的にプログラムはいろいろな言葉が使われるから絞るという意味なのかもしれないけれども、「電子計算機を介して」と書いてあるので、そのような意味はないような気がしますし、要するにここだけ突出して、ほかにコンピュータゲームとかアニメーションなどには定義がありませんので、ここだけ突出しているかなという、バランスがよくないような気がしておりました。

趣旨が分かりませんでしたので、質問でした。

○渡部座長　事務局、いかがでしょうか。

○知財事務局　失礼いたします。

この点は、既存の様々な法令等に基づいて書いたものではございますが、今、先生の御指摘も踏まえて、もともと、これはソフトローでもあり、また、必ずしもどういったものをこの対象にするというものを、法令と全く同じ形で定め切らないといけないというものではないという部分もあるように思っております。

ちなみに、今、このプログラムの点にかけましては、いわゆるコンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律、平成16年に成立した法律がございすけれども、この中で「プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせたものをいう）」というものが一応は定義はされてはございます。

ただ、必ずしもその辺り、どのように考えるかというところは、今の先生の御指摘も含め、これを削除することも含め、検討の余地はあるのかなというようにも思います。さらに御意見いただければ幸いです。

○田村委員 どうもありがとうございます。私は、さきほど申し上げたことに尽きますので、それほど大きな問題でないと思いますが、御検討いただければと思います。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、岡田淳委員、お願いいたします。

○岡田（淳）委員 岡田淳でございます。私からは大きく2点ありまして、まず1点目としては、今回の修正案で適用除外の部分がより柔軟な形で記載され、また、場面によっては拡大しているという印象を受けまして、これ自体は特にAI事業者にとっては一つの安心材料となり、より使いやすい制度になる可能性があるとは思っております。

他方で、例外がいろいろとかなり細かく書き込まれている関係で、例外該当性のロジックが分かりにくい部分も個人的な印象として持っています。事前に少し事務局ともやり取りさせていただいた部分とも重複しますが、例えば具体例を申し上げますと、2ページのイで「限られた範囲の者のみが使用する」という文言があるのですけれども、これは「公衆」の解釈の問題なのか、それとも、それを離れた別の政策的な例外を設ける趣旨なのかというのが分からなくて、もし、これが公衆の解釈の問題なのだとすると、公衆というのは「不特定の者又は特定多数の者をいう」と1ページで定義されているので、ここで言う「限られた範囲の者」というのは特定少数とイコールなのかなというふうにも読めるのです。

ただ他方で、例えば3ページの上の【具体例】の②を見ていると、法人Cの顧客のみに提供しているということで、この法人Cの顧客が多数の場合も少数の場合もあると思うのですけれども、その点を別に限定せずに「限られた範囲の者」と評価しているようなので、公衆の解釈の問題とも違うのかなという印象も受けまして、いずれにしても「限られた範囲の者」というのはどういう者を指すのかが一見しただけではよく分からなかったというのが一つ具体例です。

具体例のもう一つとして、この3ページの下の方で、「第三者の権利を侵害する生成物が生成されるおそれが著しく低い生成AI」のことも例外として書かれていて、これは

どちらかというと政策的な例外のようにも見えるのですけれども、この例外はウの項目の中に書かれているので、そういう意味ではあくまでウの前提である「特定の業界に特化した生成AI」の場合に限定される例外のようにも読めるのです。

ただ、そうだとすると、なぜ特定の業界に特化した生成AIの関係でのみ、この特別な例外が置かれるのかというのがロジカルにはよく分からないところもあって、他方で、この例外は別にウに限らず、広く適用されるのだという読まれ方もあり得るような感じはしていて、その辺りが全体的に細かく考えていくとクリアでない部分もあるのかなと個人的には思ったところがあります。

もともと強制力のないソフトローなので、そもそも、この文書の中で例外をどこまで精緻に書く必要があるのか、またその意味があるのかという問題はあるのですけれども、今回の案ではかなり具体的な記載が追加されているので、その例外をめぐって事業者等から様々な問合せが来ることも予想されるのかなと思っておりまして、必要があれば、その問合せの内容、そして、それに対する回答で一般的に有用なものはFAQ的に随時公表していくというのも一つの考えなのかなと思いました。

次に、大きい2点目として、今回、原則1～3という枠組み自体は、それぞれ修正をされながらも、全ての原則が引き続き生きているわけなのですけれども、特に原則2などとの関係では、私としては以前から申し上げているように、個別に紛争状態にあったり、あるいは紛争状態が差し迫っている文脈の中で、どこまで事業者がこういったリクエストに任意で応じるかというのは、やはり強制力がないソフトローなので、どこまで実効性があるのかといえなかなか難しい部分もあるかなとは今も思っているところです。

ソフトローなので、これがもちろん最終的に中長期的な政策との関係で最終形ということではないと思いますし、その運用状況や変化する社会のニーズに合わせて柔軟にアップデートできるというのもソフトローのよいところなので、このような形で運用を進めていくとしても、やはりどういう運用状況なのかとか、そこで得られた良い気付きがあるのか、そして、逆に課題があるのかという点は小まめに検証しながら、タイムリーで柔軟なアップデートをしていただけるといいのかなと期待しているところはあります。

最初から完全なものでスタートさせるというのはなかなか難しいところはあると思っていまして、とにかく最初の一步を進めていくこと自体に重要性があるということは私は非常に理解はしていますけれども、やはりその後には不断に見直しをしていくということも非常に重要だと思いますので、そこはぜひ期待したいと思っています。

私からは以上です。

○渡部座長　ありがとうございます。

では、事務局から2点ございますか。

○知財事務局　御指摘ありがとうございます。

岡田委員の御指摘のとおり、ここをスタートとして、またFAQの作成や不断の見直しなどもしっかりと肝に銘じて行ってまいりたいと存じます。

その上で、御指摘をいただきました3ページのウの特定の業界に特化したというところは、その後の【具体例】の1つ目の○に書いてございますように、これは不特定多数に、公衆への提供に当たり得るのだということを前提にしつつ記載をつくってございますので、特定の業界なので、公衆への提供ではないというような前提に立っているわけではないものと存じます。

その上で、ただし書以下の「次の生成物が極めて高い頻度で生成される生成AIシステム又は生成AIサービスを開発又は提供する者は『生成AI事業者』に該当しない」ということで幾つかの例示を出させていただいておりますけれども、これは私どもがいろいろとニーズをお諮りする中で頂戴したものを基に、このような形で整理をさせていただいております。これは一方で、この限定が外れてしまいますと、また何か非常に保護の対象範囲が必要以上に狭くなってしまうというような可能性もあって、このような整理をさせていただいているというところではないかと存じます。

いずれにしましても、個別の事案に応じた丁寧な説明をしてみたいと思いますし、何よりもソフトローではございますので、どこまでこれをやり切るかという問題はあるわけですが、そこは丁寧にしてみたいと思っております。

それから、原則2と3については、御指摘のとおり、例えば生成AI事業者の皆さんが、原則2のほうだと思いますけれども、被告になったりするような場合もあるわけですが、被告が生成AI事業者でないような場合の対応というものも考えるところではございますし、それから、いろいろな海外の訴訟などを見ても、ディスカバリーなどを用いなくても事業者のほうで開示に応じるといったような例も出てきておりますので、そうした中で建設的な対応が行われていくことを期待したいとは思っております。

ただ一方で、ここの原則2、原則3というものは訴訟の手の外で、まさに当事者が建設的に自律的な対応を図っていかれるということを期待したものでございまして、また、その状況を見ながら、さらに必要性があれば、委員御指摘のような立法的な手当てというものも考えていかなければいけないのだろうというふうに思います。

いずれにしましても、まさしく委員が御指摘いただきましたとおり、運用状況を見ながら、不断の見直しをしながら、このコードを含めた新たな制度の見直しというものに必要に応じてつなげていかなければいけないなというふうに思っているところでございます。御指摘ありがとうございます。

○渡部座長 岡田委員、よろしいでしょうか。

○岡田（淳）委員 はい。ありがとうございました。

○渡部座長 ありがとうございます。

新委員、手を挙げていただいていると思います。

○新委員 ありがとうございます。ベンチャー企業の立場のほうから伺わせていただきます。

11ページと14ページに「生成AI事業者において、この原則に基づく開示を行うことが

技術的に不可能である旨を必要な根拠を示して述べた場合には、『エクспレイン』を行ったものとする」というふうに両方に書かれておりますが、これが、今、求められているものをそれなりに実現しようとする、やはりそれなりに重い作業にはなってくると思います。小規模事業者の場合には、特に資金的なものを理由に、これが実現が現状は難しいといった場合というものはどこまで認められるか。今、そこをかなり具体的に言うのはまだ難しいかもしれませんが、こういったところのものが何となく想定をされているのか。

また、最終的にはこれをちゃんと説明しなければいけないというのは、これは事業規模に応じて、どれぐらいのものまで見られていけばいいのかというものをどのぐらい想定されていらっしゃるのか、伺わせていただければと思います。

○渡部座長　ありがとうございます。

事務局、いかがですか。

○知財事務局　ありがとうございます。

今、このところは、今、委員から指摘のあったとおり、技術的に不可能である旨ということで、要素は唯一、技術的に不可能ということだけであるというふうに書いてございます。例えば、今、コストのお話がございますけれども、端的に言えば、そのコストがかかるということのみをもって、それをエクспレインにできるかと言われれば、それをお認めするというのはなかなか難しいところがあるかというように考えております。

これは、裏を返せば当然、そういったコストというものは、これは必ずしも、この知的財産権に係るものだけではなくて、ほかにも様々なプロトコルであるとか、そういった一定の社会的な規範というものがあって、そういったものに対応しつつ、ビジネスを適切に展開していくことが望まれる部分というものがあろうかというように思っております、その中で適切にビジネスあるいはプロジェクトを展開していくことで利益というものを得ていく中で回していくという、本来の意味でのビジネスモデルというところからすると、その中でうまくいくのでしょうか、これを進めていただきたいというようなことになろうかというように思っております。

その上でももちろん、コストの面だけではございませんけれども、技術的にそのコストを、よりコストがかからない形で様々な手当てというものが行えるようにするというようなことはもちろん重要であろうというふうに思っておりますので、例えばそういった技術というものにアクセスするのに物すごいコストがかかるとか、いろいろな、そういったような中でそもそも、技術へのアクセス自体が実質的にかなり不可能に近い。したがって、ごく一部の事業者しか、そういったようなものに恩恵を受けられないとか、個別の事情というものは、それはあるのかもしれませんが。その辺りは、いわゆるコストというよりは、また別の観点でそれぞれに御判断いただくべきものであろうかなというふうにも思っておりますので、一義的には、ここはまずは技術的に不可能であるというところに着目して、それぞれの事業者において御判断をいただきたいというように考えております。

以上でございます。

○新委員 ありがとうございます。

これは制度が整ってくれば、それに対してのエコシステムができてくる可能性があるということが何となく期待されているというふうに思っておりましたが、合っていますか。

○知財事務局 ありがとうございます。

もちろん、そういった面というものがあろうかと思っております。まさにその点はエコシステムといったときにもともと、例えば権利者に対する対価還元も含めての全体のエコシステムというところと、個々の事業者あるいはそれぞれのお立場にとってのエコシステムと、またそれぞれの取り方というものもあろうかというようにも思っておりますので、まずはこういった中で、開示なりが進んでいくことでの対話の中でお互い理解が深まっていくことが望まれるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○新委員 分かりました。ありがとうございます。

○渡部座長 よろしいでしょうか。

続きまして、上野委員、お願いいたします。

○上野委員 上野でございます。まず、事務局におかれましては、難しい調整にご尽力をいただきましてありがとうございます。

さて今回のバージョンでは、AI事業者の定義に関する冒頭部分が大きく変更されたように思います。この点は、プリンシプル・コードの適用対象になるかどうかという入り口の問題として非常に重要かと思っておりますので、御質問させていただきたいと思っております。

内容的には、先ほど岡田淳先生がされた質問とかなり重複してしまうのですが、この文書ではア～エとございまして、アの「定義」で、結局のところ、公衆への提供を行っているかどうかの問題となっていると理解しています。イは、限られた範囲の者に対するものということなのですが、これは本プリンシプル・コードの対象とならないということですので、限られた範囲の者というのは、事実上、「特定」者と基本的に同じではないかというのは岡田先生がおっしゃった通りかと思っております。

その上で、ウは、「特定の業界に特化」した事業であってもプリンシプル・コードの適用が排除されるわけではなく、対象になり得るということが書いてあるわけなのですが、その中の一例として、先ほども御指摘ありましたように、「極めて高い頻度」で非侵害コンテンツばかりが生成されるというようなものは対象外になるということが書かれているわけです。

ただ、アにいう公衆へのサービス提供を行っているという場合でも、非侵害コンテンツしか出てこないということであれば、本プリンシプル・コードの対象外になるという理解でよろしいでしょうか。そうであれば、それはそれで分かると思いますか、本文書は、結局のところ、アにおいて公衆に関連してプリンシプル・コードの対象となるのは何なのかという一般論を述べた上で、イとウはその具体例として、イは公衆に当たらない例、ウは公衆に当たる例を示したということで、それらすべてをまとめた上で、侵害コンテンツが

出力されないように対策をしているAI事業者は本プリンシプル・コードの対象外である、ということになりますでしょうかね。

しかし、先ほどの局長のお話ですと、侵害コンテンツが出力されないようにしているサービスを提供して本プリンシプル・コードの対象外になるのは、あくまでウで書かれている「特定の業界に特化した」AIシステムまたはサービスだけだというようなお話にも聞こえたのですけれども、いかがでございますでしょうか。

ただ、もし本当に侵害コンテンツが出力されないようなサービス、すなわち「極めて高い頻度」で非侵害コンテンツしか出力されないサービスを提供している事業者は本プリンシプル・コードの対象外になってよいのだ、という考えが正当化できるのであれば、「特定の業界」に限らず、公衆を対象としてサービスをしている事業者が一般的に対象外になってよいような気がしなくもないのですけれども、その点についてお考えがございましたらお聞かせいただければと思います。

よろしくをお願いします。

○渡部座長 事務局、いかがでしょうか。

○知財事務局 ウのほうは、先ほど私の御説明のところでは、特定の業界であっても公衆への提供には該当し得るという前提で書いていまして、その前提で第三者の権利を侵害する生成物が生成されるおそれが著しく低い生成AIシステムまたは生成AIサービスを開発・提供している場合にはここには該当しないという形で整理をさせていただいていますので、公衆という概念で切ると、ウに当たるものは公衆の提供に該当するのだけれども、ただし書以下のところで生成AI利用者には該当しないという整理をしているということでございます。

○上野委員 そうしますと、「特定の業界に特化」しているわけではなくて、もっと広くサービスを提供しているという事業者は、たとえ侵害コンテンツが出力されないように措置していても、本プリンシプル・コードの対象になるという理解でよろしいでしょうか。

○知財事務局 いや、ここは特定の業界に特化したというところは全部にかかってくる整理でございますので、特定の業界に特化していても、別に【具体例】の①のところに書いてあるとおり、生成AI事業者に該当するということで、特定の業界に特化していれば公衆への提供にはならないことを書いているわけではないということです。

○上野委員 AIサービスの提供を「特定の業界に特化」したからといって、公衆の提供に当たらないわけではないということですよ。

○知財事務局 はい。

○上野委員 ありがとうございます。どうもすみません。

○渡部座長 よろしいでしょうか。

竹中委員、手が挙がっていますね。

○竹中委員 皆さんから修正版プリンシプル・コードに対しいろいろな御意見が出てきました。いろいろ不明な点はあるかとは思いますが、私が一番危惧していたことは、

著作権侵害のリスクが低い、フィジカルAIに使われるようなデータも対象になっていることで、そのようなデータをきちんと除外してほしいということをお願いしてきました。今回、はっきりと、プリンシプル・コードの対象となる生成AIの範囲というものを定義していただいたということをお大変評価しておりますし、あと、企業秘密、トレードシークレットの関係についても明確に書いていただいたということも大変評価しております。この点は、JEITAですとかJIPAのほうからもパブリックコメントということで非常に危惧していた点かと思いますが、そちらが解消されているということをお大変歓迎いたします。

具体的には今までいろいろな御意見が出ているかと思いますが、実際に運用していく中で明確にしていけばよいと考えますので、私は現在のプリンシプル・コードの内容を支持したいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

続きまして、岡田陽介委員、お願いいたします。

○岡田（陽）委員 まずは、事務局の皆様におかれましては、かなり複雑なご調整をいただき誠にありがとうございます。相当な調整が必要であったかと存じますので、このご尽力に敬意を表したいと思います。

私からの質問でございます。資料の中で、「技術的な観点で開示が困難である」旨の記載がございます。この「技術的」という点につきまして、はそもそも開示することによって技術的な競合優位性が損なわれてしまうため対応が困難である、という解釈でよろしいか、まずは前提として認識のご確認をさせてください。

○渡部座長 内容は分かりますか。

○知財事務局 これは原則2及び3の話でしょうか。

○岡田（陽）委員 全体として技術的に対応が困難な部分があるかと存じますが、「技術的に難しい」というのは、開示によって自社の技術的競合優位性が失われてしまうので困難である、という解釈で間違いはないかという確認でございます。少し込み入った質問となり恐縮でございます。

○渡部座長 ちょっとお待ちください。

○知財事務局 失礼いたします。

これは端的に言えば、別途、原則1～3に共通して、営業秘密、あるいはセキュリティ等の事情があって、これを開示するのは難しいということは許容されるというようにしている部分があるかと思いますが、今、委員がおっしゃっていただいているのは、いわゆる競合の話とかであれば、どちらかというと、ここで言う営業秘密に近いような趣旨でおっしゃっているのかなというように思われますので、技術的に可能か不可能かというところよりは別の観点で、もしそれが難しければというふうな御判断をそれぞれの事業者で適切にいただくということがよろしいのかなというふうに思われます。

以上でございます。

○岡田（陽）委員 ありがとうございます。

そのため、11 ページ等にある「なお、生成 AI 事業者において、この原則に基づく開示を行うことが技術的に不可能である旨を必要な根拠を示して述べた場合には、『エクスプレイン』を行ったものとする」という規定に関し、「必要な根拠」としていわゆる営業秘密に該当する事項を示すことも認められる、という認識で改めてよろしいでしょうか。

○知財事務局 失礼いたします。

そういうことであれば、そこは違うかなと。あくまでこの、今、私が申し上げましたのは、例えば9 ページのところで言えば、9 ページの左に赤括弧があるところの「1（3）」に示したとおり、生成AI事業者に対して、生成AI事業者に帰属する機微な情報（営業秘密及び安全性・セキュリティに関するものをいう）の強制的な開示を求めるものではない。したがって、これに基づいて判断をするのであれば、それは開示を行わない。その理由は、これに引っかかるからであるといったようなエクスプレインになるということではないかというふうに思いますので、今、委員がおっしゃっておられる「技術的に不可能である旨を必要な根拠を示して」という、ここで言うところの「必要な根拠」とは別ではないかというふうに考えております。

○岡田（陽）委員 条文上の解釈については議論の余地があるかと存じますが、いずれにせよ、「エクスプレイン」に該当するという点については理解いたしました。ありがとうございます。

続いて、あと2点ございます。1点目に、原則1（2）に記載されている robot.txt や電子透かし等についてです。今回は、EU AI Act に準拠しないという方向性の中で、robot.txt はもともと、EU AI Act に由来する議論である点や、電子透かし等に関しても、未だ技術的に確立されたものではない点から、この部分に関しては今後懸念が生じる可能性があると考えております。

2点目に、本件はソフトローとして策定されたばかりのものであると考えております。そのため、政府系の案件における入札条件や、東証等の上場審査等において本件が過度に足かせとなったり、遵守を求めるあまり本末転倒な状況に陥ったりすることがないように、運用上のご配慮をいただけますと幸いです。

一部個別に指摘させていただいた点もございますが、全体としては非常にポジティブな内容に仕上がっていると感じております。生成 AI 事業者の立場としても、従来の案より遵守しやすい内容になったと受け止めております。これまでのご調整に心より感謝申し上げます。

私からは以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

続きまして、奥邨委員、お願いいたします。

○奥邨委員 ありがとうございます。

まず、全体的に關してのコメントです。生成AIを始め、AIの社会実装が進んでいく中

で、事業者には、いろいろな形でステークホルダーとの対話が求められることになるかと思いますが。そうしたときに、対話の大前提として、様々な形で情報提供が前提になってくるわけですが、全く新しい分野でもありますので、どういう情報を提供していくべきかという点について、情報を、求める側にしても、提供する側にしても、悩みがあるのは事実です。その際の一つの基準といいますか、基準と言うと強いですが、一つの参考・目安として、このコードが、ソフトローとしてスタートするのだと受け止めることができるかと思いますが。今後、様々なステークホルダーと事業者との対話の一つのきっかけになっていくという点で、私は積極的に評価できるのではないかなと思います。

ただ一方で、時間的にも、技術的にも、それから、社会的にも、具体的にどうしていくべきかというのは試行錯誤のところがありますので、コードは今後も見直されていかなければいけないところがありますし、また、今ここで想定できていないような形で、エキस्पレインを求めるようなケースが増えてくるということもあるかもしれません。そうであれば、その際には、必要に応じて変えていく、ちょっとずつ改善していく、コードはそういう類いのものなのかなと受け止めております。

その上で、細かなところで確認をさせていただきたいところと、ちょっとだけコメントをさせていただきます。

まず、9ページの脚注2と、それから、12ページの脚注3ですけれども、多分、書いてあることは私自身は理解しているつもりなのですが、結局、対照情報、すなわち、URLが含まれているかどうかを確認する、問い合わせるものであって、このコンテンツと似たものがあるのかどうかとか、そういうことではないのだということを言いたいのかなと思うのですが、読んだだけでそここのところが分かりにくかったかなと私は思いました。まず、確認としまして、そういう理解でいいのかと、今のままで分かりやすいのかどうかという点があります。

それから、2つ目は、これは10ページの上から4つ目の○のところで「望ましい（なお、自らが法的手続の相手方となる場合の対応については、当該法的手続の対応戦略等とも関係し得ることを踏まえ、生成AI事業者において適宜検討されたい）」の括弧書きがあると思います。一方、13ページの似たような記述の、3つ目の○のところには「望ましい」の後にそういう括弧書きがありません。これは、原則3は基本的に、サービスを使っている人が、自身がつくったものについて問題にしているからということと、それから、問い合わせの前提として満たすべき事項の中で訴訟の場合は除きますとなっているから、13ページには、10頁同様の括弧書きがないのだという理解でよろしいでしょうか。

まず、確認事項のほうなのですが、今のよう理解でよろしいかということをお伺いしたいと思います。

○渡部座長　ありがとうございました。

では、2点、確認事項ということで、お願いいたします。

○知財事務局　事務局でございます。今、奥邨委員からあったこの2点、端的にいずれも、

今、いただいたお話のとおりだというふうに理解をしております。

その上で、この1点目のところの脚注につきましては、趣旨はまさに、今、委員のおっしゃっていただいたとおりかと思えますけれども、必ずしもなかなか意図がつかみにくいというようなところであれば、これはぜひ、このように直せばいいのではないかということも含め、御議論いただければ幸いです。

以上でございます。

○渡部座長 何か。

○奥邨委員 私としては、この段階で、脚注2と3に、あまり文言を加えて文意が大きく変わっても困るだろうなと思ってはいるのですが、ただ、対照情報が含まれているかどうかを確認するだけであるとか、何かもうちょっと補足があってもいいのかなと。細則の典型例に記載のとおりとか、対照情報が含まれているかどうかを照会するだけであるとか、みたいなものがあるとよいのかなと。原則が、想定しているのがこちらで、そちらは想定していない、というのが比較対照をしているような文章になっているほうが脚注が分かりやすいかなと思いました。ただ、これは、私の受け止め、感想ですので、御検討いただければとは思いますが、細かくこだわるものではありません。

それから、今度は書きぶりの点で、これもささいなことですが、コードを見られる方は、やはり細かな差異の部分ですごく気にされると思いますので申し上げます。10ページの4つ目の○の構成と、それから、13ページの3つ目の○の書きぶり、項目分けが違うのです。例えば10ページのところを見ると、「生成AI事業者において・・・望ましい」とあって、その後には○がなくて、単なる改行で「このような多様なコンプライ・オア・エクスプレインの蓄積により・・・期待される」とあった後、○があって「原則2の実施に際しては・・・」という構成になっています。ところが、13ページのほうは「生成AI事業者において・・・望ましい」のあと、○があって「このような多様なコンプライ・オア・エクスプレインの蓄積により、優れた取組を行っている事業者に対し、市場原理に基づく評価が適切になされることが期待される」の後、「原則3の実施に際しては・・・」がつながっているのです。これは多分、単なるミスかなとも思いますが、意味があるのかどうかの確認と、意味がないのであれば、きちんとそろえたほうが誤解を招かないでしょうということを申し上げておきたいと思います。

もう一点、最後は、コメントなのですが【具体例】のほうでエクスプレインの例が出ていますと書いてあるのですが、1個しかないのです。難しいとは思いますが、やはり幾つかエクスプレインの例というものはあったほうが親切なのではないかというふうに思いますし、また、後半のほうの原則2や原則3についても、ある程度、エクスプレインの例というものは、事前には無理であっても、先ほど岡田委員からお話があったように、何かFAQのような形で将来的に蓄積して提供していくとかがあるとよいなと。冒頭に私が申し上げましたように、事業者とステークホルダーとのコミュニケーションを、対話を進めていくという観点からは、分かりやすい例であるとか、望ましい例であるとか、

評価すべきものがあるとか、という情報は広く共有していくのがよいのでは。これは事業者寄りとか権利者寄りとか、そういうことではなくて、中立的に事務局のお立場で見て、こういうものは非常にこのプリンシプル・コードの趣旨に沿って広く共有されるべきかなと思うような例があれば、今後、共有していくというようなこともお考えいただければいいのかなと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

事務局からいかがでしょう。

○知財事務局 10ページと13ページのところの書きぶりでございますが、御指摘ありがとうございます。端的に、今、私どものほうの確認が十分でなかったということでございます。今の御指摘を踏まえて、そろえる形でここは適切に修正をさせていただきたいというように思います。

それから【具体例】のところもありがとうございます。必ずしも私どものほうでも直ちに追記等というものはなかなか難しいところはございますけれども、今、委員からおっしゃっていただいたとおり、今後のFAQの扱いも含めて、あるいはまた、その蓄積等々というところも含めて、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○渡部座長 よろしいでしょうか。

ほかに、今、手が挙がっている委員の方はございますか。

田村委員、手を挙げていただいていますか。

○田村委員 追加で気になった点ですけれども、先ほど竹中先生のほうからフィジカルAIを念頭に置いてというお話があり、岡田先生と上野先生が指摘したところで、3ページの【具体例】の1つ目の○の「既存の著作物の創作的表現を直接感得することができない生成物」。これが「極めて高い頻度で生成される生成AIシステム又は生成AIサービスを開発又は提供する者」についての例外で、ウの中に入っているのですけれども、フィジカルAIだとしたら、別に特定の業界に特化しなくてもよくて、例外と扱ってよいように私も思ったのですが、御検討いただければと思います。

○渡部座長 では、事務局から。

○知財事務局 フィジカルAIの実態に鑑みたときに、現状の技術開発と今後の攻めどきというものを考えたときには、何か汎用的に使うのではなくて、それぞれの業界に特化して技術開発なり研究開発がなされていくだろうという現状を捉えてこのような形にしておりまして、したがって、今ある開発を念頭に置きながら考えておりますけれども、そうした前提の中で、今、私どもとしてこのような提案をさせていただいており、現状の研究開発を一層推進するという立場も当然含めながら記載をさせていただいているということでございます。

○田村委員 より汎用的なものができれば、イノベーションの方向性としては望ましいと

思います。仮にそういうものがないとしても、あるいは少ないとしても、せっかくおっしゃっていただいた将来のイノベーションのことをにらんでいるのでしたら、広く規定しておいてもよさそうに思いますので、この1つ目の○は絵などの形で外に出してもよいように思ったのですが、いかがでしょうか。

○知財事務局 もちろん、研究開発の状況とか今後の進展に合わせて、これはまたコードは適宜見直しをしていくということでございますので、その意味では今後の中でそういったことも念頭に置いておきたいとは思っているのですけれども、ここは第三者の権利を侵害する生成物が生成されるおそれが著しく低い生成AIシステムというふうに、ここに該当し得るものをかなり広く取っていきまして、これを奇貨として何か抜けがけのような形になる、また、コードの趣旨に反するだろうということで一応、ここでその限定を加えているということでございます。

○田村委員 御趣旨は分かりました。

あまり意見を変えるつもりはないのですけれども、御趣旨は分かりましたので、下がります。どうもありがとうございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。ほかは御意見ございますでしょうか。

よろしいですか。

冒頭の田村委員あるいは岡田委員から、脚注も含めて、書きぶりの訂正は必要かと思っておりますので、これについては、適宜、訂正をお願いをするということと、それから、FAQ等で説明をきちんと加えるということで、今日、御質問がいろいろありましたので、その御質問に対してお答えできるようなFAQを用意するということは必要かと思いました。

奥郵委員から、エキस्पラインの例示も含めてかもしれませんけれども、その辺のところ、それから、基本はやはりソフトローであるということで、その位置づけを踏まえて、最後に御質問ありましたけれども、どんどん状況も変わってまいりますので、それに合わせて改訂をしていくことが想定されるという前提で、今の書きぶりの部分、それから、FAQの部分。そこを検討していただくということになるのかなと思っておりますが、特に残っている御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

もし、ほかにないようであれば、本日の検討会で方向性は御了承いただくということで、今の修文のところ、それから、その後のFAQの充実等については御検討いただくということで、座長預かりとさせていただきますということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○渡部座長 ありがとうございます。

御意見が異議なしということでございましたらば、近日中に公表できるよう、意見の調整等もしていただくようお願いいたします。

それでは、これにおいて事務局で調整していただくということでございますが、事務局、最後に、本日の議論を踏まえて、何かコメントございましたらいただければと思います。

○中原局長 昨年以来、このコード案の検討、そして、精力的な検討、御議論、また、パブリックコメントを経まして、後の御検討、それから、関係者の皆様におけるいろいろな調整に大きな御尽力をいただきましたことに本当に心より感謝を申し上げたいと存じます。本当にありがとうございました。

しかし、今日、委員の皆様からも御指摘を賜りましたとおり、これは技術の進歩も早いものでございますし、関係当事者の意識というものも大きく進展していく中で、また、不断の状況によく配慮した見直しというものもまた必要になってくるのではないかというふうには考えているところでございます。

したがって、このコードの発出後も、いろいろな状況を見据えながら、私どもとしては丁寧な調整をしてみたいと思っておりますし、そして、これは生成AI事業者の皆様がAI事業の発展と、それから、コンテンツの権利者の皆様の新しい創意工夫といったものが言わば好循環で回っていくというようなものにするというのが私どもの究極の目標でございますし、このコンテンツ産業も、それから、生成AIも高市17分野にいずれも位置づけられている重要な分野ですから、そうしたことを肝に銘じながら私どもも進めてまいりたいと思っております。

本日頂戴した御議論を踏まえて、また、座長と御相談させていただきながら、必要な準備を整えまして、夏のうちに公表させていただき、そして、その適用の範囲については、関係各層の置かれた状況というものに十分に配慮しながら、秋頃を目途に考えることを一つの検討案の対象にしながら、しかし、関係各位の状況に慎重に配慮しながら、そうした検討、この適用時期というものもしっかり考えてまいりたいと思っております。また引き続き、皆様の御指導、御尽力をお願いできればと思います。

これまで本当にありがとうございました。

○渡部座長 ありがとうございました。

追加はよろしいですか。

○福田参事官 失礼いたします。

事務局から、今後の本検討会の日程あるいは扱いにつきましては、追って御連絡いたします。

それから、傍聴の皆様におかれましては、現時点において、まだ今日の会議の資料がホームページのほうにアップされていないかもしれません。この会議がもともとのこの時刻を10時から12時というふうに設定しておりましたけれども、遅くとも12時にはアップされるのではないかというふうに思っておりますので、いましばらくお待ちいただければ幸いです。

事務局からは以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、本日の会議はこれにて終了いたします。御多忙のところ、大変ありがとうございました。